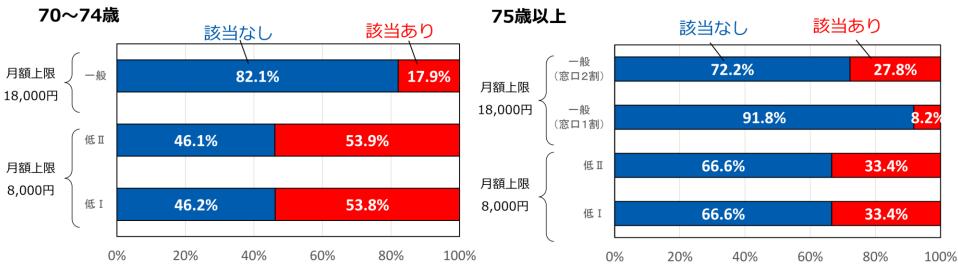
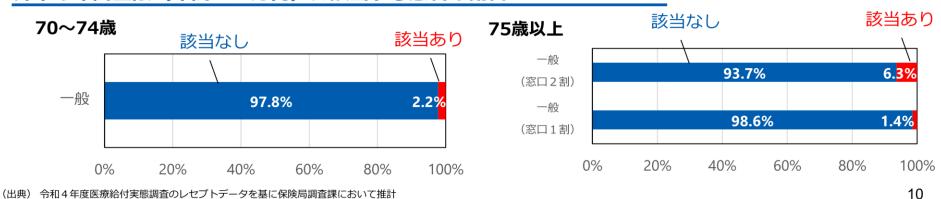
## 外来特例に該当する患者の割合

## 外来の月額上限(月間1.8万円または8千円)に該当する患者の割合※



(※) 外来の月額上限に該当する患者の割合は、1年間に1回以上外来特例に該当する者の患者数に占める割合を示している。

## 外来の年間上限(年間14.4万円)に該当する患者の割合



(注) いずれも患者数に占める割合。一般(窓口2割負担)については、年間を通じて2割負担であって窓口負担引き上げに伴う外来の配慮措置がない場合として推計。

出典:厚生労働省 第187回社会保障審議会医療保険部会(2024年11月28日) 資料2「医療保険制度改革について」より抜粋